

# News & Topics

## 中本総合法律事務所

NAKAMOTO & PARTNERS

### 残暑お見舞い申し上げます

Index

- |                               |                        |                                 |           |
|-------------------------------|------------------------|---------------------------------|-----------|
| 1 ご挨拶                         | 弁護士 中本 和洋              | 6 特定商取引法の改正について                 | 弁護士 鍵谷 文子 |
| 2 6年目を迎える東京事務所                | 弁護士 三木 剛               | 7 最近の判例から注目すべきものをいくつか取り上げてみました。 | 弁護士 鷹野 俊司 |
| 3 限定承認手続                      | 弁護士 宮崎 慎吾              | 8 帰国のご挨拶                        | 弁護士 上田 倫史 |
| 4 扶養義務と介護保険について               | 弁護士 幸尾菜摘子              | 9 入所・退所のご挨拶                     |           |
| 5 食品表示規制を一元化する法律(「食品表示法」)について | 弁護士 大高 友一<br>弁護士 幸尾菜摘子 | I 入所のご挨拶                        | 弁護士 櫻井 朋子 |
|                               |                        | II 退所のご挨拶                       | 弁護士 坂口 聖子 |



#### ご挨拶

中本総合法律事務所  
 所長 弁護士 中本 和洋

青い空のもと、緑の街路樹の中から蝉の声が聞こえ、肌を射すような強い日差しの毎日が続いています。皆様には、お元気でお過ごしのことと思います。平成25年も、早や折り返し点を過ぎました。私は、本来の弁護士業務に精力的に取り組むと共に、ライフワークとも言うべき民事司法の改革に取り組んでいます。

日本の民事裁判は、時間と費用がかかり、未だにあまり使いやすくないと言われています。今年の1月には、利用しやすい民事司法(民事事件、家事事件、行政事件及び商事事件等を解決するシステム)を実現するため、経済諸団体、労働諸団体、消費者諸団体及び日弁連から推薦された委員や学識経験者で構成される「民事司法を利用しやすくする懇談会」が設立されました。私も、弁護士委員としてこの懇談会に参加し、6月29日には、中間報告書を発表しました。

民事司法の改革は範囲が広く、改革課題も多岐に

渡っていますが、中でも、訴訟等にかかる費用問題が、利用者にとって大きな問題となっています。我国では、多くの裁判で、訴訟にかかる印紙等の実費や弁護士費用を、裁判の利用者自らが負担しています。外国では、国が負担する扶助制度や、多くの民事紛争の訴訟費用(弁護士費用を含む)を保険金によって賄う弁護士費用保険制度が発達しています。そこで、この懇談会でも、扶助制度の充実や弁護士費用保険の拡充が課題となっています。

我国でも、交通事故については、任意の損害賠償保険の特約として、弁護士費用保険が日本中で3000万件近く発売されています。この保険は、保険契約者やその親族が交通事故の被害者になったとき、加害者に対して損害賠償請求を行うときに必要な弁護士費用を含む訴訟費用や交渉費用が、全て保険金によって賄われるというものです。ドイツ、フランス、ベルギー、オランダ、英国等では、交通事故に限らず、医療事故や労働事件、賃貸借事件、家事事件、近隣紛争など、ほとんどの民事紛争に適用される弁護士費用保険が、広く普及しています。日本でも、一部の保険会社で、今年の5月からこのような保険商品が販売されるようになりました。大手の損害保険会社でも、民事紛争一般に適用される弁護士費用保険を火災保険やファミリー保険の特約として販売しようとしています。

皆様におかれましては、今後、このような保険商品についてご関心をお持ちいただくと共に、万一、交通事故に遭遇したときには、既に多くの国民が加入していると思われる、交通事故の弁護士費用保険特約を思い出し、弁護士費用を心配することなく弁護士に相談していただきたいと思っております。

## 6年目を迎える東京事務所

弁護士 三木 剛

当事務所が2008年8月に東京事務所を開設して5年が経過しました。まず、日頃よりお世話になっております皆様に無事5周年を迎えられましたお礼を申し上げたいと思っております。

東京事務所は開設直後に発生したリーマンショックがじわじわと日本経済に影響を与えるなかでの出発となりました。この間、東京の数多い法律事務所の中からまだまだニューフェイスである私どもをご信任いただいた依頼者の皆様のおかげで東京事務所を運営させていただいていると実感しております。



東京スカイツリー

改めて場所を紹介させていただきますと、東京事務所は東京メトロ赤坂見附駅から青山通りを青山1丁目方面へ数分歩いた右手、鹿島本社ビルを越えてすぐの1階にコンビニエンスストアがあるビルに入っています。

スタッフとしては、2012年1月から長門英悟弁護士が加わりました。また、昨年末、ロンドン留学から帰国しました大高友一弁護士も、随時、東京事務所で執務しております。

東京事務所でご依頼いただく案件の種類は大阪事務所でご依頼いただく案件とそれほど変わりません。ビジネス関連の相談業務、書面作成業務、裁判を含む企業間紛争への対応、産業財産権、労働

事案、M&A等を中心としながら、貸金請求・交通事故などの民事事件、離婚・養育費・遺産相続・遺言などの親族・相続案件、破産事件などを受任させていただいております。

近時のニュースとしては、アセアン進出企業に対する現地弁護士と連携した法的サポート、企業のガバナンスに関連する法的サポートなどが挙げられます。前者については、豊島ひろ江弁護士、大高友一弁護士とともに、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマーなどのア



タイの交通渋滞

セアン諸国に進出する日本企業のため現地の弁護士と協働して法的なニーズに対応しています。後者に関連して、本年6月25日、株式会社アールテック・ウエノ(JASDAQ)の社外取締役にご選任いただきました。企業のガバナンスにはこれまでも社外の法律家として関わって参りましたが、今回は社外とはいえ取締役として関わらせていただくことになりました。いずれの業務もやってみて初めて分かることも多く、法律実務家としての経験、法的思考力が求められていると感じています。

このような新しい業務もさせていただきながら、顧問先企業のビジネス関連法務、一般民事事件、離婚や相続に関わる紛争等のご依頼を受けて、日々、弁護士業務を行っております。

私は、学生時代を関西で過ごし、大阪事務所でも12年間働いた経緯もあって、関西にお住まいの依頼者の方々からのご依頼もあるため、東京事務所と大阪事務所を行き来しています。いずれの地においてもご縁をいただいた方々との楽しいお付き合いを大切にしたいと切に願っております。

最後になりましたが、今後とも、引き続きご指導ご鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 限定承認手続

弁護士 宮崎 慎吾

当事務所の業務は企業法務の割合が多いのですが、その他、一般民事事件、家事事件、刑事事件等も数多く取り扱っています。私は弁護士登録をしてもうすぐ丸7年になりますが、最近、初めて相続の限定承認手続を扱う機会がありましたので、限定承認手続について少し紹介したいと思います。

相続が発生した場合、相続人は、相続を単純承認するか、放棄するか、限定承認するかを選択することが出来ます(相続があったことを知ってから3ヶ月以内に選択をしなかった場合には、単純承認とみなされます)。限定承認はその中でも特殊な手続であり、相続財産について、プラスの財産が多ければ、プラスになった分は相続人に帰属させることが出来ます。逆に、マイナスの財産(負債)の方が多い場合には、相続財産の限度で弁済をすれば足り、それ以上、相続人が個人の財産から弁済をする必要はありません。

したがって、相続財産がプラスなのかマイナスなのかがはっきりとわからない場合や、相続放棄をすることで次順位の相続人に迷惑をかけたくない場合等には、メリットが大きい制度であると言えます。

このように効果の面だけを書くと、単純承認と放棄の良いとこ取りのような制度にも思われますが、実際に手続をとろうと思うとなかなか大変です。債権者・債権額を確定し、相続財産の調査・換価を経た上で、債権者に対する弁済手続等を行うのですが、そもそも相続の場面では相続財産の中身や債権者がはっきりとしないことも多く、手続には相当な手間と時間がかかります。

したがって、メリットばかりではなく、手続にかかる費用や時間等も十分に検討して手続選択をする必要があるのですが、インターネットで「限定承認」と検索すると、メリットは記載されているものの、これらのマイナス面についてしっかりと書かれたものは非常に少ないように思います。

相続は、ほとんどの方が人生の中で1度は経験

する問題です(揉めるかどうかは別として)。今回は紙面の関係上、簡単にしか紹介できませんでした。限定承認手続という手続もあるということを知頭の片隅に置いていただければ、実際に相続問題が起こった際に選択肢が広がるかもしれません。限定承認手続は、マイナス面もあるものの、上手く使える場面においては非常に効果的な手続であり、私が扱った案件でも、限定承認手続を利用することで、依頼者にとって非常に良い結果を得ることが出来ました。要はそれぞれの相続において、限定承認手続のメリットを活かせる相続かどうかということだと思いますので、もし相続の場面で悩むことがあれば、我々専門家に相談することもご検討いただければと思います。

## 扶養義務と介護保険について

弁護士 幸尾 菜摘子

急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者の増加と介護の重度化・長期化が問題となっています。そこで、家族の扶養義務と介護保険についてご紹介致します。

### 1 民法上の扶養義務

民法上、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務があると定められています(民法877条1項)。また、夫婦も、互いに扶養する義務があります(同居協力扶助義務(同法752条)及び婚姻費用分担義務(同法760条))。

そして、扶養義務の内容は、扶養義務を負う者と要扶養者との関係によって、次の通り2種類に分かれます。

まず、夫婦が相互に対して負う扶養義務及び親が未成熟の子に対して負う扶養義務は、相手に自分と同程度の生活を維持させるべき義務(生活保持義務)と解釈されています。最後に残された一片の肉まで分け与えるべき義務とも言われています。

これに対し、その他の扶養義務者が負う扶養義務は、自分に余力がある限りで(自分の地位と生活を犠牲にすることがない程度に)相手を援助すれば足りるという義務(生活扶助義務)と解釈されています。己れの腹を満たして後に余れるものを

分かすべき義務とも言われています。

このように程度の差があるものの、高齢者が介護を要する状態に至った場合、親族は、介護をしたり、介護サービスの利用料を支払ったりする義務を一定程度負うこととなります。高齢化に伴い、介護が重度化・長期化する傾向にあり、扶養義務者の負担も相当増加することが考えられます。

## 2 介護保険における扶養義務の強化

しかし、介護保険制度を利用すれば、適切な介護サービスを低額で受けることができ、扶養義務者の負担も軽減できます。

具体的には、市町村に設置される介護認定審査会で要介護認定を受けた後、ケアプランナーに介護サービスの利用計画を作成してもらい、希望する介護サービスの種類や事業者を選択します。そして、介護サービスを受けるために、利用者本人が事業者と契約を締結します。なお、利用者本人の判断能力が不十分である場合、成年後見人を付して、利用者に代わって契約を締結してもらいます。また、介護保険制度を利用すれば、1割の自己負担額で介護サービスを受けることができます。

もっとも、介護保険は、対象者から徴収された保険料によって成り立っています。基本的には、対象者本人が納付義務を負いますが、65歳以上の対象者に関しては、配偶者や世帯主も連帯納付義務を負います(介護保険法132条)。

仮に、介護保険料を滞納すると、自己負担額が通常は1割のところ、3割、多いときには全額となってしまいます。近年、介護保険料の滞納が問題となっています。ご自身や家族の介護保険料が年金や給与から天引きされていない場合は、いざという場合に介護保険制度を最大限活用できるように、介護保険料の支払い状況を確認するようにしましょう。

## 食品表示規制を一元化する法律 〔「食品表示法」〕について

弁護士 大高 友一  
弁護士 幸尾 菜摘子

食品は私たちの生命や健康を維持する上で必要不可欠なものであるだけでなく日々の生活に彩り

を与えてくれるものですが、その一方で体内に直接摂取するものであることから、食品が安全性を欠いていたりアレルギー物質を含んでいるような場合には、私たちの生命や健康に対する脅威ともなり得る危険もあります。それゆえ、食品の安全性等の確保や内容に関する適切な情報を得られるようにすることが重要であることは、言うまでもありません。

とはいえ、比較的容易にその品質や内容を外観から判断できる生鮮食料品についてはともかく、包装された加工食品については一般人が品質や内容を正確に知ることは必ずしも容易なことではありません。そこで食品については、現在、複数の法律により、景品表示法等による一般的な不適切な表示や情報提供に対する規制に加えて、食品の安全性確保上の観点(食品衛生法)や品質確保ないし向上の観点(JAS法)、さらには国民の健康増進に資する情報を提供するといった観点(健康増進法)から、食品の不適切な表示を規制するだけでなく一定の表示を義務づけて、食品の安全性等を高めるとともに、消費者が適切な食品を選択することが可能となるようにしています。

しかしながら、現在の食品表示制度は上記のとおり複数の法律がそれぞれの観点から規制を加える形となっているため、例えば、食品衛生法とJAS法の間には規制内容に重複がみられるほか、法律によって同一の事柄であるにもかかわらず用語の使われ方も異なっていたりするなど、消費者にとってはもちろん、表示義務を負う食品事業者にとっても複雑で分かりにくいものとなっています。これまでも、こういった規制の重複やズレは解消が試みられてきましたが、長らく所管省庁が異なっていたため完全な一元化には至っていませんでした。2010年に消費者行政を一元的に所管する消費者庁が発足したことに伴い、これらの食品表示に関わる法令の所管省庁も一元化されたことから、これらの食品表示規制を一元化する気運が高まり、様々な政府内での検討を経て、今年の通常国会で新しい「食品表示法」が成立しました。

この「食品表示法」では、食品を摂取する際の安

全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設しています。具体的な規制内容については、今後、内閣総理大臣が策定する食品表示基準に委ねられますが、①名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量、熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項や、②これらの事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項などが定められることになっており、食品事業者はもちろんのこと消費者においても引き続きその内容に注目が必要です。

## 特定商取引法の改正について

弁護士 鍵谷 文子

近年、いわゆる「押し買い」に関するトラブルが増加していることを背景に、特定商取引に関する法律(特定商取引法)が一部改正され、平成25年2月21日から施行されています。以下では、今回の改正で新しく設けられた規制についてご紹介します。

1 「押し買い」は、訪問業者が自宅などを訪問して貴金属等を強引に買い取っていく手法です。

改正前の特定商取引法では、消費者が物品の買主となる場合については規定がありましたが、消費者が物品の売主となる、いわゆる「押し買い」のケースに対応する規定が存在しなかったため、トラブルが急増していました。

### 2 特定商取引法の改正

(1) 今回改正された特定商取引法では、同法の規制対象となる取引類型に、「訪問購入」(購入業者が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入)が新たに加えられました。

(2) 「訪問購入」についての規制は、自動車や家具、書籍など政令で除外される一部の物品を除き、原則として、全ての物品についての取引が対象となります。

(3) 「訪問購入」について、新たに設けられた規

制の主な内容は以下のとおりです。

#### ① 勧誘目的の明示(同法第58条の5)

購入業者は、勧誘に先立ち、事業者名や勧誘目的であることなどを明らかにしなければなりません。

#### ② 不招請勧誘の禁止(同法第58条の6第1項)

購入業者は、訪問購入により物品を売買することについての勧誘を要請していない消費者に対して勧誘等を行うことはできません。よって、いわゆる飛び込み勧誘は禁止されます。なお、消費者が物品の価格の査定を求めただけでは、「勧誘の要請」にはあたらず、購入業者が消費者から査定の依頼を受けても、査定を超えた勧誘はできないものとされています。

#### ③ 勧誘意思の確認義務

(同法第58条の6第2項)

購入業者は、売主たる消費者からの要請を受けて訪問する場合であっても、消費者に勧誘を受ける意思があるかどうかを確認しなければ、売買契約の勧誘ができません。

#### ④ 再勧誘の禁止(同法第58条の6第3項)

売買契約を締結しないとの意思表示を行った消費者に対して、購入業者が再勧誘を行うことは禁止されます。

#### ⑤ 書面交付義務

(同法第58条の7、同法第58条の8)

購入業者は、売買契約の締結にあたり、物品の種類、購入価格、物品の引渡方法、クーリング・オフに関する事項等について記載した書面を交付しなければなりません。

#### ⑥ クーリング・オフ(同法第58条の14)

売主たる消費者は、⑤の書面を受領した日から8日以内であれば、書面により契約の申込みの撤回や契約の解除ができます。

#### ⑦ 物品の引渡しの拒絶(同法第58条の15)

売主たる消費者は、クーリング・オフが認められる8日間は、購入業者に対して物品の引渡しを拒むことができます。

⑧ クーリング・オフ期間内の第三者への物品の引渡しについての通知(同法第58条の11)

売主たる消費者が、クーリング・オフが認められ

る8日間の期間内に、購入業者が、買い取った物品を第三者に引き渡したときは、購入業者は、売主に対し、その旨を通知しなければなりません。

上記のほかに、購入業者が、不実告知やクーリング・オフの妨害をすることなども禁止されています。

3 なお、特定商取引法に定められた各規制に違反した業者は、行政処分(業務停止命令)や刑事罰の対象となります。

## 最近の判例から注目すべきものをいくつか取り上げてみました。

弁護士 鷹野 俊司

**1 最判平成24年12月14日－ 根保証契約に含まれる債務の一部が、元本確定前に、第三者に譲渡された場合、保証人はこれについて保証責任を負う。**

根抵当権の場合には、「元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。」(民法398条の7)と定められており、いわゆる「随伴性」がないものとされています。そのため、根保証の場合にもこれと同様に解すべきかどうか争われていました。これについて最高裁は、根保証を締結した当事者は、通常、主たる債務の範囲に含まれる個別の債務が発生すれば保証人がこれをその都度保証するものであり、「被保証債権を譲り受けた者は、その譲渡が当該根保証契約に定める元本確定期日前にされた場合であっても、当該根保証契約の当事者間において保証債権の譲受人の請求を妨げるような別段の合意がない限り、保証人に対し、保証債務の履行を求めることができる」と判示しました。

根保証人としては、想定外のリスクを負う可能性もありますが、これについては根保証契約において責任範囲を明確に定めるようにすることが望ましいと考えられます。

**2 最判平成25年1月22日－ ゴルフ場経営を目的とする不動産賃貸借契約について、借地借家法11条(地代等増減請求権)の類推適用をする余地はない。**

借地上でゴルフ場を経営していた者が、地主に

対して地代の減額請求を行った事案です。原審(福岡高裁宮崎支部)は、事情変更の原則や当事者間の公平の理念を根拠として、これを認めましたが(借地借家法11条の類推適用)、最高裁は、借地借家法の地代増減額請求権は、「建物所有を目的とする土地の利用関係を長期にわたって安定的に維持するために設けられたもの」であるとし、ゴルフ場経営を目的とする土地利用についてこれを類推適用する余地はないと判示しました。

**3 最判平成25年2月28日－ 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄または喪失等により、その弁済期が現実に到来していることを要する。**

相殺を行うためには、自働債権(相殺を行う側が所有する債権)と受働債権(相殺をされる側が所有する債権)が相殺適状(相殺可能な状態)にある必要があります。自働債権について弁済期が到来していることは当然必要ですが、受働債権については弁済期が未到来であってもその債務者はいつでも期限の利益を放棄して弁済期を到来させることが可能です。しかし、その意思表示をしない限りはその時点で相殺適状があったと言えないというのが本判決の趣旨です。本件では、受働債権について期限の利益を放棄して相殺を行わないまま放置し、その後、受働債権の期限より先に自働債権が時効消滅してしまった事案です。これについて裁判所は、時効消滅後の相殺の主張を認めませんでした。

**4 最判平成25年3月7日、同平成25年3月26日－変動金利で多額の金員を借り入れている顧客に対し、金融機関が、リスクヘッジの手段として、同一通貨の固定金利と変動金利を交換してその差額を決裁するという金利スワップ取引を勧誘し、契約を締結した行為について、金融機関の説明義務違反を否定しました。**

原審(福岡高裁)は、中途解約時において必要とされるかも知れない清算金の具体的な算定方法、取引の開始時点の選択による利害得失、リスクヘッジとして妥当な契約内容か等について不十分な

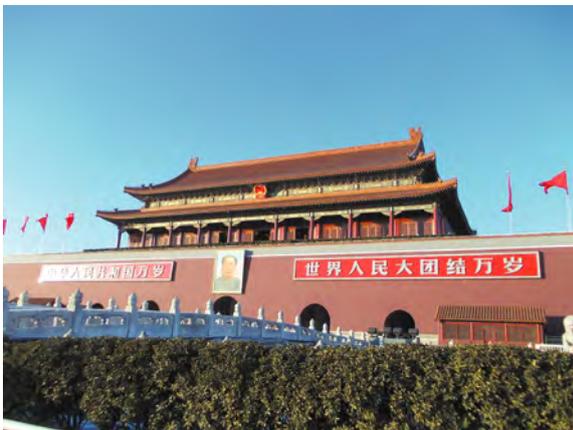
説明しかしていなかったとして、金融機関の説明義務違反を認めました。これに対して最高裁は、本件スワップ取引の原理自体が単純で、企業経営者であれば理解困難なものではないこと、取引の仕組みやリスク、中途解約が不可能なこと等についても説明していることを根拠に、説明義務違反はなかったと結論づけました。

個別の事例に対する判断であるものの、デリバティブ取引における説明義務の内容について、参考になる判例であると思われます。

## 帰国のご挨拶

弁護士 上田 倫史

これまで2年近くに渡って中国に滞在し、中国語及び中国法の学習・研修を行っていましたが、今年の6月に帰国し、事務所の業務に本格的に復帰いたしました。



北京・天安門

中国滞在中は、北京の大学で約半年間中国語を学んだ後、金杜法律事務所の上海オフィスで約1年、世民法律事務所の広州オフィスで約3か月の実務研修を行いました。北京では、毎日中国語の学習に専念し、(元々私は全く中国語の学習経験がなかったのですが)何とか、日常会話や中国語の法律文書が読める程度の中国語を身に付けることができました。その後、上海と広州では、日系企業向けの実際の業務に関与しながら、外国企業の投資、不動産、労働、知的財産、独占禁止、出入国管理などの幅広い法分野について、学習することができました。中

国の法律は、近年相当に整備されてきてはいますが、法令間で矛盾が見られたり、結論的に不合理と思われる規定が存在したり、法令の規定と行政による実際の運用とが全く異なったりすることなどが散見されます。実際の事案でこのような規定や局面に直面した場合には、依頼者の方のニーズを尊重しながら、法的にも許容される解決方法を導いていくことが必要となってきますが、このような事案こそ、単なる知識だけではない、弁護士としての法的思考力の重要性を痛感します。

また、滞在先の各地域(北京、上海、広州及び深セン、香港等を含む華南地区)では、沢山の、現地の弁護士をはじめとする中国人や、駐在や起業をしている日本人の方々と交流することができました。このような方々は、普段日本で仕事しているだけでは中々出会うことの難しい方ばかりであり、私自身、現地での様々な出会いを通じて、多くのことを学び、また、大いに刺激を受けることができました。

帰国後は、従前と同じように国内の業務を取り扱いながら、中国関係の業務にも力を入れていく所存です。まだまだ駆け出しの身ではありますが、中国滞在中に得た知識や経験を、今後の業務に生かしていければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



江蘇省・蘇州の街並み

## 入所・退所のご挨拶

### 入所のご挨拶

弁護士 櫻井 朋子

私は、約5年半の間、検事として京都、奈良、横浜、東京など各地で勤務して参りましたが、今春、弁護士職務経験という制度により、いったん検事の職を離れ、弁護士として中本総合法律事務所に入所致しました。

検事として仕事をする中で、私は、検察庁という組織の外に身を置くことで、新たな分野の経験を積み、違った立場からものごとに関わりたく強く思うようになりました。

どこにどんな証拠があるのか、それぞれの証拠がいかなる意味を持つのか、関係者に真実を語ってもらうためにはどうすれば良いのか。そのようなことを繰り返し考えるうち、仕事の質を上げるには、広い知識と経験、そしてそれらに基づく広い視野が必要であり、それらを身につけるためには新しい環境に身を置いて携わる仕事の幅を広げ、新たな立場からものごとに接することが非常に有益だろうと考えたからです。

そして、弁護士となって、あっという間に初めての夏を迎えました。

新たな分野については日々勉強であり、刑事事件においても弁護人という新たな立場で関与することで初めて気づくことがたくさんあります。このような新たな経験を糧として私自身成長するとともに、これまでの経験を活かしながら、微力ではありますが誠心誠意職務に励む所存ですので、どうぞよろしくお願い致します。



### 退所のご挨拶

弁護士 坂口 聖子

皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて私こと、平成25年7月より3年間の任期で国税不服審判所において国税審判官として勤務することになり、これに伴い、いったん弁護士登録を抹消し、中本総合法律事務所を退所することになりました。

平成16年10月より弁護士として勤務してまいりましたが、皆様のご指導によりまして充実した日々を過ごすことができましたことを深く感謝いたしております。

今後は新しい職場で微力ながら精一杯努める所存でございますので、何卒今後とも相変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

## 中本総合法律事務所

ホームページ: リニューアルしました!  
<http://www.nakamotopartners.com>

中本総合法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目9番3号

アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243

E-mail: info@nk-law.gr.jp

所属弁護士

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江

大高友一・宮崎慎吾・黒柳武史・櫻井朋子

佐藤 碧・鍵谷文子・朝倉 舞・上田倫史

(消費者庁出向中)

幸尾菜摘子・堀友紀子

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂1丁目3番9号

荻島ビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249

E-mail: mail@nk-law.gr.jp

所属弁護士

三木 剛・長門英悟